

長期収載品の選定療養について

2024年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）を、医療上の必要性なく患者さんのご希望で院外処方する場合、保険給付分とは別に「特別の料金」をいただく制度が始まっています。

2026年6月1日からは、特別の料金の計算における負担割合が「先発と後発の価格差の4分の1」から「2分の1」へ引き上げられました。

■ 対象品目

厚生労働省が公表する「対象医薬品リスト」に掲載されている長期収載品が対象です。

最新のリストは厚生労働省ホームページでご確認ください。

■ 対象外になる場合

医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合

バイオ医薬品については対象外となります。

■ 特別の料金

院外処方の場合、調剤薬局へ長期収載品と後発医薬品との価格差の2分の1相当額（消費税込）を、通常の保険負担とは別に調剤薬局へお支払いいただきます。

ご不明な点は当院までお問い合わせください。